

中有知小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
令和3年6月8日改定

はじめに

ここに定める「中有知小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第12条、及び、「美濃市いじめ防止等のための基本的な方針」(令和2年4月改定)を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 基本理念

- ① いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ② いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③ いじめの防止、早期発見、対処のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、保護者や地域住民、教育委員会及び関係機関等と連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(法第2条)

<一定の人的関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

具体的ないじめの態様は、

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

であるが、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。（「表面的・形式的にすることなく」とは、例えば、本人がいじめられていることを否定したり、「何でもない、大丈夫」と言ったりした場合でも、周りの状況を注意深く、客観的に判断していくことである。）

加えて、いじめにあたと判断した場合も、いじめた児童生徒との事実関係を明らかにした上で、自分の行為を振り返らせ、何がいけなかったかを気付かせながら、いじめた児童生徒の心に寄り添うことも必要である。

いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行ったことが意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応することもある。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事実を認識した教職員は、事案を法第22条により定めた「いじめ未然防止対策委員会」（第2項で記述）へ報告し情報共有する。

尚、これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携し対応する。

(3) 基本認識

以下のことを十分認識し、いじめの未然防止・対処にあたる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない。」
- ・「いじめは、どの子にも起こり得る。」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

いじめは、どの児童にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、仲間はずれや無視、陰口等のいじめは、多くの児童が被害も加害も経験することを想定しておく必要がある。暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、暴力を伴ういじめとともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

また、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめをしない！させない！許さない！」という雰囲気生まれるようにすることが必要である。

(4) 学校としての構え

- ・ 児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・対処に取り組み、児童を守る。
- ・ 学級経営を基盤とした「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ・ いじめ問題に対し、全ての教職員が一致協力し、組織的な指導体制により対応する。その際行った指導内容等は、継続的な指導や別の事案に生かすようにする。
- ・ 児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を大切にし、児童一人一人の自己肯定感・自己有用感、他者を尊重する心情を醸成し、「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を行う。
- ・ いじめ事案発生に際し、第一にいじめを受けた児童の心に寄り添い、いじめを受けた児童の立場に立って、その思いを受け止めながら指導にあたる。
- ・ いじめ事案発生に際し、事実の確認のみにとどまることなく、その背景や要因まで視野に入れて指導にあたり、その根絶に尽力する。
- ・ いじめ事案への対応について、一度の指導でいじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。
- ・ 管理職及び生徒指導主事や教育相談担当等は、いじめに関わる外部の研修会に参加した時には、学んだ内容を他の職員にも伝えたり、文部科学省及び岐阜県教育委員会等の資料を活用した職員研修を積極的に行ったりする。
- ・ 本校の「いじめ防止基本方針」は、ホームページへ掲載すると共に、各年度の開始時期に保護者、関係機関等に配布し、説明する。

2 いじめの未然防止、早期発見、対処のための組織

(1) いじめ未然防止対策委員会の設置

本校のいじめの未然防止、早期発見・対処に中核となって取り組む組織として、「いじめ未然防止対策委員会」を設置する。尚、実効的且つ迅速に取り組むことができるよう、以下の委員により構成する。

常設の組織 : 校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年部主任、教育相談コーディネーター、養護教諭

必要に応じ : 保護者代表、学校運営協議委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー(弁護士)、民生児童委員、人権擁護委員、子ども相談センター、健康福祉課職員 等

常設の組織については、学校職員にて構成し、いじめに関する情報を得た場合には、迅速に対応する。また、いじめの内容や児童の状況に応じ、上記に示した委員の参加を要請し的確に対処する。尚、参加する委員に対して守秘義務を求め、会の初めに必ず確認する。

(2) いじめ未然防止対策委員会の役割

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む)があったときには、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・ 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ 「いじめ防止基本方針」における年間指導計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

3 いじめの防止(未然防止のための取組)

(1) すべての児童が安心して過ごせる学級・学校づくり

- ・ いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- ・ 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・ 児童一人一人の心に寄り添い、言動の奥底にある心を理解することに努め、感情のコントロールの仕方や相手とのより良い関わり方が身に付くような指導を根気よく継続的に行う。
- ・ 児童の自己指導能力を育成するための計画的・継続的な指導を行い、自分の良さや課題を自覚し、自分を高めることで充実感を味わうことができる力を育てる指導を行う。
- ・ 障がい(発達障がいを含む)、国籍、性別等に関係なく、周りの人々を大切にする態度、相手を思いやる気持ちを育成する指導を行う。
- ・ 教職員の人権感覚を大切にし、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ 温かい言動や受容的かつ共感的な態度に徹し、悩み等を相談しやすい関係を築けるように努めるとともに、児童の困り感や心理状況に応じて、専門機関との連携を積極的に行う。
- ・ 全ての児童が大切な学級・学校の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己有用感を味わいながら、互いの主張やよさを認め合うことができるような共感的人間関係を育む。
- ・ いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さないようにするため、学級活動はもとより児童会活動等でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。

- ・ 児童一人一人に「マイサポーター(学級担任の他に相談できる職員)」をつくり、児童が相談しやすい環境を整える。

(2) 正しい認識と問題解決の力をつける営み

- ・ 日常の授業では、考えを交流する場面を意図的に設け、考えには多様性があることを知り、自他共に大切にしながら、主張したり、同意したりしながらよりよい解決の仕方を学べるようにする。
- ・ 正しい知識や認識力を身に付ける指導を大切にする。
- ・ 課題を解決していく学習過程の中で、思考力や判断力、表現力を育成する。

(3) 生命や人権を大切にする営み

- ・ 自他の生命のかけがえのなさや他を思いやる心、確かな規範意識等、道徳の時間や具体的な場面で、道徳性の伸長を図る。
- ・ 誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人権尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・ 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ インターネットを通じて行われるいじめの構図を示し、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷や個人情報拡散を行わないための啓発や情報モラル教育を繰り返し行う。
- ・ インターネット等(スマートフォンや通信型ゲーム機等)の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や、情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、外部機関、保護者や地域の方も交えた交流会等の活動を充実し、よりよい使い方について判断できる力を養う。
- ・ インターネット等を通じて行われるいじめは、複雑化・多様化してきており、学校だけでは対応できないことも多く、保護者や警察等、関係機関との連携を一層大切にする。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題が、校内だけで解決できないと判断した場合には、教育委員会、警察、子ども相談センター、医療機関、人権擁護機関等、必要な機関と迅速に連携し、協力や助言を求めることができるよう普段から連携に努めるようにする。

4 いじめの早期発見(いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て)

(1) 情報収集と校内連携体制

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするな

ど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や兆候を見逃さないよう言動、表情、友達関係、持ち物等に気を配るとともに、定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ・ 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、きめ細かい情報交換を日常的に行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した指導を行う。
- ・ 児童に対し、いじめに気付いたら、傍観者とならず、職員への報告をはじめ、いじめを止めるための行動をとることの重要性を理解させ、被害者を助けるための行動をとることができるよう指導する。
- ・ 日常的に発生するトラブルにおいては、「大丈夫だろう」と安易に考えずに、「背景にいじめがないか」との疑いをもって児童の指導に当たる。また、児童から相談を受けたときには、本人の表現や言葉で全てを理解しようとせず、言葉にできない訴えたいことを教師が察したり汲み取ったりしながら聴くことを大切にす

(2) 教育相談の充実

- ・ 児童の心情に寄り添うことを大切に教育相談を行い、児童一人一人の心の居場所づくりに努める。特に、問題の有無にかかわらず、日頃から信頼関係が築けるよう児童理解に努める。
- ・ 問題発生時においては、安易に考えず、問題を認知した初期段階で早期に対応できるよう、危機意識をもって児童の相談に当たる。
- ・ アンケート調査や個人面談において、児童が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを理解し、児童からの相談に対して迅速に対応する。

(3) 組織的対応

- ・ 生徒指導主事や教育相談担当を中心に、担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等、それぞれの役割を理解し、情報の共有に努めいじめの兆候を見逃さないよう努める。
- ・ アンケート結果や相談内容結果は必ず複数の職員で確認し、さらなる確認が必要と思われることがあった場合は、担任や相談担当等から本人等に再確認する。確認されたアンケート結果は「いじめ未然防止対策委員会」に報告する。

(4) 家庭、地域、関係機関との連携

- ・ いじめの早期発見には、保護者や地域からの情報も大切にする。保護者が子どもの変化や心配なことがあったとき、気軽に学校に相談できる関係づくりに努め、保護者や地域から寄せられた情報については、いじめと関連がないかどうかを常に確認する。
- ・ どんな些細なことであっても、児童の変化に気付いたときは、背景にいじめがあるかもしれないという疑いを持ち、保護者に速やかに連絡をする。
- ・ インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を求める。

5 いじめ事案への対処(発見したいじめに対する対処)

いじめを発見又は相談を受けたときには教職員は、速やかに「いじめ未然防止対策委員会」に当該いじめに係る情報を報告し、学校として組織的に対応する。

いじめ事案への対処は迅速でなければならないが、事実確認においては、決めつけや憶測での判断とならないよう、下記(1)から(6)を踏まえ、慎重、丁寧に進め、全容が明らかになるよう努める。また、教職員は、いじめに係る情報を適切に記録する。

尚、聴き取りの際には、複数の教職員で対応する。女子児童の場合は必ず女性教職員が同席する。さらに、連続して長時間に及ぶ聴き取りにならないように心身の健康等に十分配慮する。

(1) 初期対応

- ・ いじめを受けた児童本人の訴えを十分に聴く。
- ・ いじめを受けた児童からの訴えを保護者に伝え、情報を共有し、協力を依頼する。
- ・ いじめを受けた(疑いがある)児童が、自分はいじめを受けていないと答えた場合でも、学校が把握している事実や状況からいじめを受けている可能性があるという認識をもつ。
- ・ いじめを受けた児童や保護者の意向を踏まえつつ、「いじめ未然防止対策委員会」で、いじめを受けた児童を徹底して守るための具体的な手立てと、指導方針を明らかにする。
- ・ いじめ解消のための学校の指導方針について本人と保護者に説明し、理解を得る。
- ・ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに子ども相談センターや警察に通報し、適切な援助を求める。

(2) 正確な事実把握

- ・ いじめを受けた児童の訴えをもとに、いじめた児童、周辺児童への聴き取りを行う。
- ・ 事実確認においては、いつ、どこで、だれが、何を、どうしたかについて明らかにした上で、事実関係の整合性を確認する。双方の説明が一致しない場合、事実の整合性を図ることのみに固執せず、他の要因があることも視野に入れ、慎重に対応する。
- ・ 「いじめ未然防止対策委員会」が、いじめの状況を詳しく把握するための調査が必要と判断した場合に、いじめを受けた児童及びその保護者の同意を得た上で、他の児童に対して「事実関係を明らかにするためのアンケート調査」等を人権に十分に配慮して実施する。
- ・ 正確な事実把握といじめ事案の全容理解を行うために、「いじめ未然防止対策委員会」は、積極的に関係諸機関及び専門諸機関と連携を図る。

(3) いじめ解消に向けた指導

いじめの解消とは、いじめを受けた児童がいじめを受ける前の生活を取り戻した状態になることである。そのために以下の指導を順に行う。

- ・ いじめた児童に、自分が行った事実を認め、なぜ相手の心を傷つけるような行為を行ったのかを見つめ

させることを通して、自分の何が、どうして悪かったのかを十分に理解させる。

- ・ いじめた児童の保護者に、いじめた児童が行った事実、指導の経緯、今後の指導について説明する。また、「謝罪をもって安易に解消することはできない」ということを確認し、いじめを受けた児童と保護者が安心して学校生活を送れるようになるまで、学校といじめた児童の保護者が協力して取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。
- ・ いじめを受けた児童と保護者に、指導の経緯と今後の支援について十分説明し、理解を得る。
- ・ いじめた児童に、今までの学校の指導を理解し、行為だけでなく心を傷つけたことに対し謝罪するよう指導する。合わせて、今後はいじめをしないことを約束すると、心の底から思えるよう指導する。
- ・ いじめを受けた児童、いじめた児童、保護者の同意を得て、学級や学年など集団への指導を行う。
- ・ いじめ解消に向けた指導は、いじめた児童の言い分を十分に聴いたうえで、「自分がしたことは相手の心を傷つける行為であり許されない」ことを理解させ、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導することを大切にする。

(4) いじめの解消

いじめた児童への指導後も、いじめが解消するまで、継続して経過観察及び支援を行い続ける。いじめが「解消している状態」とは、いじめられた児童が元の生活を取り戻している状態を言うが、そのために少なくとも次の2つの要件を満たすことができるようにする。尚、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断することが必要であるとらえている。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること
いじめの被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していることを把握する。
- ・ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを、被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。その際、必要に応じ、外部専門家による面談等も考慮する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、いじめが「解消している」と判断した場合でも、半年、1年後に、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する必要がある。

(5) 組織的な対応

教職員がいじめを発見、またはいじめに係る相談を受けた場合、「いじめ未然防止対策委員会」に速やかに報告し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

(6) 関係機関等との連携

- ・ いじめと判断したら、速やかに教育委員会に報告する。
- ・ いじめの内容等によっては、警察、子ども相談センターと医療機関、人権擁護機関等、必要な機関と迅速に連携し、協力や助言を求めるようにする。

6 いじめ防止等のための年間計画

月	取組内容(例)	備考
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・入学式・始業式等で、仲間を大切にする学級・学校づくりの話 ・「いじめ未然防止対策委員会」定例会(本年度の方針) ・職員研修会の実施(「方針」、前年度のいじめの実態と対応等) ・学校だより、Webページ等による「方針」等の発信 ・PTA総会で「方針」説明 ・マイサポーターの位置づけ ※校内生徒指導交流は4月当初から定期的実施	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・児童(3～6年)向けネットいじめ研修 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた集会や児童による取組 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・学級懇談での学校・家庭の児童の様子について交流 ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・教職員によるいじめの未然防止・対処の振返 	第1回県いじめ調査
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修会(いじめ・ネットいじめ・教育相談・学級経営に関わる研修) ・「いじめ未然防止対策委員会」定例会(1学期振返と2学期方針) 	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・学年会(いじめ防止対策2学期の取り組みについての交流) 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会にて、取組状況の報告 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・「ひびきあいの日」に向けた取り組み(全校でのいじめ防止の取り組み) ・保護者向けネットいじめ研修 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ未然防止対策委員会」定例会実施(2学期振返と3学期方針) 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による今年度のいじめ未然防止・対処の振返 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケート(記名式)の実施、教育相談の実施 ・児童の取り組みのまとめ ・「いじめ未然防止対策委員会」定例会(本年度の評価と来年度の計画立案) ・学校運営協議会(本年度の報告と来年度の方針説明) 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題にかかわる取り組み評価(1年間の評価) ・学校だより等による次年度の取り組み等の説明 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ 「方針」の見直し

7 学校評価の評価項目

「いじめ未然防止対策委員会」は、「いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか、年度末に下記の観点より評価し、必要に応じて見直しを図る。

- ・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりにかかわる取組について
- ・早期発見・対処の在り方について
- ・定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施について
- ・校内研修の実施について

学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

8 「重大事態」への対処

いじめの重大事態については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」及び市基本方針により適切に対応する。

(1) 「重大事態」の判断

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき

(2) 重大事態の報告

学校が重大事態と判断した場合は、教育委員会に報告する。報告内容については、学校自身にとって都合なことがあったとしても事実にはっきりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

(3) 重大事態の調査

この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会が主体となって行う場合がある。

重大事態の状況や経緯を鑑み、調査の主体を学校に置くことについて、教育委員会の指示を受ける。

児童や家庭の状況や心情等を最もよく理解し、いじめの解消に向けて効果的に対応することができる立場にあることを踏まえれば、学校が調査主体として、外部の専門家の調査組織への参画等により公平性や中立性を担保しつつ、適切に調査を実施することが望ましいと考えている。しかし、重大事態になった経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果がえられないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、条例第10条による「美濃市いじめ問題対策委員会」において調査を実施する。

<学校主体で調査委員会を立ち上げるような重大事態への対応>

①学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保する。

②調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ・いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことはいうまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ・法第28条の調査を実りあるものにするためには、調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。
- ・調査にあたっては、被害児童や保護者の心情に十分に配慮しながら行う。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童やその保護者に説明する。

③いじめをうけた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ・調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等)について、情報を適切に提供する(適時・適切な方法で、経過報告があるようにする)。
- ・関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する。

④調査結果を教育委員会に報告

- ・調査結果は、教育委員会へ報告する。上記③の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

⑤調査結果を踏まえた必要な措置

- ・「美濃市いじめ問題対策委員会」に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(4) 「美濃市いじめ問題再調査委員会」による再調査

市長が、再調査が必要であると判断した場合においては、前述の②調査を行うための留意事項に示したように情報提供など全面的に協力する。

9 資料の保管

(1) 資料の保管

一次資料(記録簿、全校に実施したアンケートの質問票の原本等)の保管期間は、最低でも当該児童が卒業するまでとする。二次資料(集団を指定して行ったアンケートや聞き取りなどの結果を記録した文書等)及び調査報告書の保管期間は、5年とする。保管については、保管場所や保管担当者を明確にする。

保管する資料は下記のものである。

- ・ アンケート(定期的実施したもの 事案に対して実施したもの)
- ・ 学校で準備した記録簿(個人面談、聴き取り等の記録、いじめの通報・相談内容・記録)
- ・ 市教育委員会への報告文書
- ・ 年度ごとにいじめ事案についてまとめた文書

(2) 次年度以降への引継ぎ

前年度までに起きたいじめに関する内容を確実に引き受け、学級編成及び班編成に活かすなど安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、再発防止に努める。また、当該年度に起きたいじめの内容を転出先、次年度及び進学先に確実に引き継ぎ、再発防止に努める。

- ・ 年度末には、「いじめ未然防止対策委員会」を開き、本年度に起きたいじめに関わる内容を確認し、次年度の進級学年や卒業後の進学先に確実に引き継ぐための準備を行う。
- ・ 新年度当初には、「いじめ防止対策委員会」を開き、前学年までや入学前のいじめに関わる情報を確認し、確実に引継ぎを行う。